

令和5年度 第2回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和5年7月10日（月）午後2時00分から午後3時48分まで

場所 オンライン開催（文京シビックセンター3階障害者会館 会議室C）

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 現行障害者・児計画の実績報告について

【資料第1号】

(2) 次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について

【資料第2号】

(3) 次期障害者・児の体系・事業（案）について

【資料第3号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、三羽 敏夫 部会員、柴崎 清恵 部会員、山口 恵子 部会員、
武長 信亮 部会員、篠木 一拓 部会員、川上 智子 部会員、住友 孝子 部会員、
大井手 昭次郎 部会員、浅水 美代子 部会員、松下 功一 部会員、渡部 睦 部会員、
瀬川 聖美 部会員、向井 崇 部会員、竹石 福代 部会員、奥田幼児保育課長、
赤津教育指導課長、木口教育センター所長、橋本障害福祉課長

欠席者

平井 英美 部会員、藤枝 洋介 部会員、小島予防対策課長

高山部会長：それでは、第2回文京区障害者部会を開催したいと思います。

本日は私もちよっとオンラインという形で参加をしていますけれども、本日は特に次期の障害者・児計画に関して、前回、第1回からいろいろな議論を始めていますけれども、第1回のところを踏まえて第2回という形で、今日は障害者・児計画の方向性についてご議論いただきたいと思います。今日はどうぞよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、本日はオンラインと会場での開催となりますので、皆様、ご発言時のみミュートを解除してご発言をお願いいたします。

出欠状況ですけれども、平井部会員、藤枝部会員、小島予防対策課長の3名から欠席との連絡をいただいております。また、瀬川部会員からは遅れて出席するとのご連絡、それから大井手部会員と向井部会員からは、時間前に退出されるとの連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料でございますけれども、次第のほか、資料第1号から第3号まで3種類がございます。また、前回、第1回の障害者部会で皆様から様々なご意見をいただいておりますけれども、そのご意見を踏まえた計画の素案につきましては、本日第2回ではなくて、次回の会議にてお示しする予定であります。皆様、本日も様々なご意見をいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

高山部会長：本日の予定についてもよろしく願いいたします。

障害福祉課長：それでは本日の次第をご覧ください。

2番の議題ですけれども、(1)から(3)まで事務局から説明し、皆様からのご質問やご意見をいただきたいと存じます。3番、その他では、議題以外の内容について情報共有を行います。

以上でございます。

高山部会長：それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題1であります。現行の障害者・児計画の実績報告について、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：現行計画は令和3年度から5年度までとしておりますけれども、ここで69の計画事業を進行管理対象としまして、1年ごとに進捗状況の評価を行っております。このうち主なものについて説明させていただきます。

資料第1号のページをめくっていただきまして、初めに、7ページの下になります。

こちら、移動支援です。前年度に比べて実利用者数と延利用時間ともに実績は増となりま

したけれども、ヘルパー不足ですとか、利用時間帯が集中するために、希望者が利用しづらいという状況が依然としてあります。

また、区外の学校に通学する方に向けて、車両を使用した移動支援を試行的に行っておりますが、実際に担う事業所ですとか、利用者の意向を丁寧に聞き取って検討を引き続き進めていきます。なお、ヘルパーの確保については、従事者養成研修を行うとともに、研修受講料が実質的に無料となる補助を継続してまいります。

続きまして、10 ページの下になります。

地域生活支援拠点の整備です。令和 4 年 11 月に大塚地区に開設し、区内四つの地区の整備を完了しました。地域生活支援拠点では国の指針にある五つの機能のうち、相談と地域づくりの二つの機能を実施していますが、残りの機能についても、拠点が相互に連携するという面的整備の形で実施を検討してまいります。

続いて 11 ページの下です。

グループホームの拡充です。新規開設は 1 件ありました。事業者から開設に向けた相談を受ける中で、区の制度として改修費用などの補助を紹介し、補助制度を活用していただきました。今後もこうした制度を周知していくとともに、公有地や民有地を活用した事業者誘致を進めてまいります。

次に 12 ページです。

共同生活援助です。利用実績は増加しておりまして、目標値を上回りました。入所施設から地域移行への取組があるとか、またグループホームから空きが出たなどの情報があった場合には、入居を希望される方に対して速やかに情報提供を行うなど、マッチングを積極的に進めています。障害者の方本人と家族の高齢化によりまして、グループホーム入居希望者は年々増加しているため、運営事業者や計画相談支援事業所と連携しながら、入居希望者に対して必要な情報を提供するなど、支援を継続してまいります。

続きまして 14 ページの下です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会・コア会議において抽出された課題について検討を行うとともに、実務者の会議において、地域基盤の整備など三つの軸に沿って議論を深め、地域ビジョンの明確化について検討を行いました。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、テーマを絞った専門部会・コア会議や実務者による会議を通じて一層議論を深めていくこととします。

次に 20 ページです。

計画相談支援です。計画作成者数は前年度より 48 名の増加となり、作成割合は 76%となりました。また、利用希望者が相談支援を受けられる体制を構築するため、地域生活支援拠点のうち、新たに本富士拠点へ相談支援専門員を配置しました。障害福祉サービスが必要な方に対し、利用につなげるように、この配置による効果を見極めながら、その他の方策についても検討していきます。

次に 23 ページです。

障害者就労支援の充実です。新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和されて、企業実習の実施や面接会の開催が再開し始めて、44 人の新規就労に結びつきました。また、人間関係や体調面の相談など、仕事終わりの時間に面談を行って定着支援を行いました。就労に伴う生活支援を引き続き実施しながら、地域生活を送るために必要な生活面や医療面の支援について関係機関と連携し、取り組めます。

次に、31 ページの上に進みます。

こちらは、教育センターにある児童発達支援センターの運営です。支援を必要とする子供の増加傾向に対し、放課後等デイサービスほっこりのクラスを増やして、受入れ人数の拡充を図りました。子供と保護者がより効果的な支援を受けられる取組について、国の動向も踏まえながら引き続き検討していきます。

その下、医療的ケア児支援体制の構築です。医療的ケア児連絡会を 2 回開催しました。昨年度は医療的ケア児の家族を対象として、生活に関するニーズ調査を実施しておりまして、その結果を報告しております。また、都立大塚病院内に設置された東京都医療的ケア児支援センターから担当者に来てもらいまして、情報交換を行いました。さらに、区の各部署における取組や活動の報告などを行いました。今後、ニーズ調査の結果も踏まえて、課題の整理など検討を続けていきます。

次に、32 ページの下になります。

障害児相談支援です。計画作成者数は 52 人増加しました。令和 3 年度に区立で障害児相談支援事業所を開設し、ほかの事業所とともに情報提供を行うことで、一定数の利用につなげることができました。

次に 34 ページです。

障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討です。令和 4 年 6 月から、施設の改修費用等の補助制度を開始しました。そして、令和 5 年 2 月には、区内初となる医療的ケア児が利用可能な放課後等デイサービスが開設されましたが、その際にも、

補助制度を活用していただいています。また、教育センターにある児童発達支援そよかぜでは、医療的ケア児及び重症心身障害児が安全で専門的な療育を受けられる体制を整えています。同じく放課後等デイサービスほっこりにおいては、令和4年8月から医療的ケア児の支援を開始するとともに、職員による研修や訓練を定期的実施しています。引き続き、医療的ケア児等の支援をするための取組を進めます。

次に、40 ページです。

障害児通所支援事業所の整備となります。令和4年度は、主に医療的ケア児が通所する放課後デイサービスが1か所、その他の事業所が4か所開設されました。令和4年度に改修費用などの補助制度を開始しており、その制度を活用した事業所もあります。引き続き事業所の誘致を進めます。

最後になります。42 ページの上です。

放課後等デイサービス、実利用者数は前年度よりも41名増加しています。延利用日数も前年に比べて増加しています。予約が取りにくくなっていることですか、区内ではなく近隣区の事業所に通う児童がいることは、学校の近くや身近な地域でサービスを利用するという点で課題となっています。

以上、議題1のご説明となります。

高山部会長：ありがとうございました。

障害者・児計画の実績報告について、まとめて説明をいただきましたけれども、何かこの件に関してご質問、ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

前日もグループホームの拡充のところについてであるとか、あるいは計画相談があったりとか、もともと難しい、文京区独自の課題みたいなこともあったと思いますけれども、今の報告について、いかがでしょうか。よろしいですか。

竹石部会員、どうぞお願いします。

竹石部会員：文京区特別支援学級連絡協議会の竹石です。

ちょっと質問なんですけれども、41 ページの特別支援教育の充実というところが、私たちの団体と一番関わりがあるところなんですけど、成果・評価というふうには書いてあるんですけど、ほかのところ、目標・実績・達成率というのが項目としてあったと思うんですけど、この特別支援教育の充実に関しては、その目標・実績・達成率というのは書かれていないと思うんですけど、ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけど、ここに担当指導員とか支援員とか、バリアフリーパートナーの配置の充実を図るというふうにはありまして、そもそも

各学校によってニーズ違うと思うんですけども、目標というのは、支援学級だとどういう目標になるのかなというのを疑問に思っています。

例えば指導員だったら、生徒何人に対して何人ぐらい必要だとか、支援員は何人ぐらい、バリアフリーパートナーだったら何人ぐらい、子供何人に対してどれぐらいの支援員、具体的にどういう支援員が必要なのか、その目標がちょっと分からなくて、なので成果とあっても、どういう目標で実際にやっているのかなというのが。実績や達成率、目標がちょっと見えていないので、数字というか、具体的なところをちょっと教えていただきたいなと思います。

高山部会長：ありがとうございます。そうだと思いますね。

一つは、目標とかまず基準があるのかどうかということですよ。それに対してどういうことであるかもしれませんが、基準があるかどうかちょっと分かりませんが、ちょっと今の竹石部会員の質問はいかがでしょうか。あとはこのところに関しての表現の仕方ですね、これはちょっと違うということだと思いますが。

障害福祉課長：それでは初めに障害福祉課のほうから、一般的なことでご説明させていただきますと、実績報告の中でも数値を挙げて、目標を挙げて、そこへの達成状況を測るというものもあれば、こちらの事業のように数値を目標と挙げずに状況を文章で説明することによって成果を測るというようなこと、二通りに大きく分けてやり方があるということで、こちらについては数値ではない方法をもって進行管理しているという状況となります。その点を踏まえた上でのご理解をいただければというふうに思います。

まず、事務局からは以上です。

高山部会長：いかがでしょうか。数値目標が出せるものはどんどん出していく必要があるんですけど、ここに関しては、そういう項目ではないということなんですよ。

ただ逆に言うと、逆に聞きたいのはその基準みたいのはないわけですよ、基本的には。

教育指導課長：それでは教育指導課からお答えしますが、明確な基準というものは特に、先ほど竹石部会員おっしゃったように、何人に対してどうというような基準ではなくて、やはりそれは障害の程度によっても配置すべき人数というのは変わってきますし、また保護者のニーズや子供の教育的ニーズによっては、交流共同学習を盛んに進めることがいいということであれば、また人員をどう配置するのか、本来は人員を配置しなくても共に生きていく環境整備ということが必要になってくるので、ケースバイケースによるということも大きいというふうに認識をしています。

高山部会長：ということで、竹石部会員、何かございますか。

竹石部会員：何か具体的にその成果の事例みたいなものってありますか。

教育指導課長：事例ということでいうと、やはり先ほど言ったように、交流と共同学習が進んで、やはり障害のある子供とない子供がともに生きていくということが、それぞれの学校で進められているということでは、成果だというふうに認識をしています。

高山部会長：そういう意味では、いわゆる実績のところに関しての計画の数値がはっきり出ているものとそうじゃないものとあったときに、そうじゃないものところに関しては、極めてその時々、例えばクラスの状況によって変わってきちゃうということのようなことに関しての項目というのは、なかなか見えにくくなりますよねという感じがするんですよ。ですから、ここら辺のところどうするかという一つ課題ですよ、これから。どうしても抽象的になったり、その場、そのときそのときになってしまうということだと、計画ということとはちょっと違う形になってしまう可能性がありますので、これちょっと考えなきゃいけないのかなと思いますよね。

竹石部会員：それと、やっぱり学校によって違うというところもすごく大きいし、毎年毎年生徒も変わるということで、とてももう、その目標自体、設定するの、とても難しいと思うんですけど、それによって私たち支援学級の生徒、保護者が、毎年度毎年度振り回されるような形になっているというのはあるなというのもありまして。それこそカリキュラム一つ、担任の先生が違ったら、カリキュラムというものが支援学級は担任の先生に任されているようなので、本当に先生の裁量で全然変わってしまうし、どういう先生が指導員になるか、支援員になるか、バリアフリーパートナーになるか、それこそ支援員とバリアフリーパートナーの違いは私たち生徒からしたら分からないので、みんな同じく先生なので、どういうふうに考えているのかな、この先生にはこういう役割、この先生にはこういう役割、別に明確にはないと思うんですけど、3形態の先生が雇われているということに対しても、区としてはどういう期待を持って、支援員、バリアフリーパートナー、そして指導員の先生というふうに考えているのかなというのもちょうと知りたいなというのがあります。

あと、成果・評価も本当だったら、学校ごとには難しいと思うんですけども、こういうふうには漠然と言われると、全部の学校に当てはまるといえば当てはまるので、明確に、私たちの学校だったらどうだみたいなのは全然見えてこないで、全部まとめるとこうなるというのはもちろん分かるんですけど、これだと、一つ一つの学校の事例だったり成果だったりというのが見えてこないかなというのがあります。難しいとは思いますが。

高山部会長：ありがとうございます。そのとおりだと思いますね。

ですから、ちょっとこういう数値がはっきりしないところの評価みたいところの、その表現のところ、ここのこういう項目をどうするか、ちょっと考える必要がありますね。という感じがしましたので、これに関しては工夫するということになる、あるいは、こういうところの項目というか、これをどういうふうに表現していくかということですよ。

竹石部会員：できれば具体的に見えて、成果が具体的に私たちに分かるような表現のされ方がしてもらえるといいなというふうに思います。よろしくお願いします。

高山部会長：篠木部会員、どうぞお願いします。

篠木部会員：公募部会員の篠木です。よろしくお願いします。

目標値の基準だったり、今数値的なところで話がありましたが、例えば、13 ページの地域移行について、令和 4 年度は目標が 2 となっていて、実績 0 となっているんですが、令和 5 年度はなぜ目標が 4 になっているのかなというところ。例えば 42 ページの放課後等デイサービスの利用について。こちらは令和 4 年度目標が 425 で実績が 456 で達成されているんですが、令和 5 年度は逆に目標が少なくなっている。何かこの辺り、実績と目標値の基準、定め方とかはどういうふうになっているのかお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

高山部会長：ありがとうございます。令和 5 年度の目標のところの、なぜこの数字になるのかということですね。お願いいたします。

障害福祉課長：事務局です。

こちらは令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の計画として作っているわけですし、計画のとき、特にあらかじめその 3 年間の数字を出して作っているんですね。令和 2 年度の実績を踏まえて 3 年間の見込み、目標ということで出しているんで、地域生活移行に関しては、実績が、令和 4 年度で伴っていませんけども、令和 5 年度は引き続き計画に乗せた目標を持ちながら進んでいくということですし、反対に放課後等デイサービスなどは、目標を実績は上回っておりますけども、引き続き令和 5 年度にあらかじめ立てた数字を目標値として、それに向けて取り組み、実績がその結果ついてくるという形で、そういった形の進行管理をしているということになっております。

以上でございます。

高山部会長：ありがとうございます。

では向井部会員、お願いいたします。

向井部会員：放課後等デイサービスカリタス翼の向井です。お世話になっております。

僕も先ほどと同じような質問になってしまいうんですけど、42 ページの放課後等デイサービス、今共有されている画面でもあるんですけど、ちょっと思うのが、やっぱり放課後等デイサービスの達成率が令和 3 年度が約 102%で令和 4 年で 107%ということではあるんですけど、結局放課後等デイサービスって、今定員厳守がすごく言われているので、極端には上がらないんですよ。今ある実績から、今ある事業所の数から受けられる定員というのも大体決まるので、それ以上なかなか上がりようがないという現実があるんですね。

その中で、令和 5 年度目標値が 445 になっているというのは、この根拠が、どのような根拠があるのかって、要は事業者さんが増える予定があるんだとか、恐らくどの事業者ももういっぱいいっぱいかなと思う中で、実績よりも確かに下がってはいるんですけど、この目標値が出たところの根拠というところと、あとこの例だけに限らないんですけど、教育センターのほっこりとかもそうなんですけど、結局このお子さんの事業に関して言うと、保育園の待機児童と同じように、結局潜在的なニーズがどれぐらいあるかが結構大事なのかなと思うんですよ。結局入る方の、言い換えると、施設が増えれば増えるほどニーズがどんどん出てくるんですよ。預かってほしいというところがありますので、だからどんどん増えていくということを考えると、潜在的なニーズをどう把握するかというところが大事なのかなというところが、数値化できることが大事だし、そこが例えばセルフプランであっても、区のほうに何日放課後デイが必要ですというニーズも上がっているかなと思ったりするんですが、そこをうまくまとめられないのかなと。そうすると、翌年度にそれぐらいやっぱり必要とする人が出てくるんじゃないのかなというのが見えてくるのかなと思ったんですが、すみません、勝手な思いであれなんですけど、そういう質問です。すみません、お願いします。

高山部会長：ありがとうございます。令和 5 年度のこの目標のまず 445 というところの根拠というところということから、いかがでしょうか。

障害福祉課長：まず令和 5 年度に関しては、令和 4 年度よりも人数ですね、実利用者数として令和 3 年度から 20 人ずつ増えていくという見込みを立てて、それを目標値としてやっております。実際にはそれを上回っているという状況ですけれども。

こちらは文京区にあるカリタス翼をはじめ、文京区内の事業所のみではなく、近隣の事業所を使うお子さんを含めて、人数とその延利用日数ということで捉えております。

放課後等デイサービスに関しては、利用するお子さんも増えていきますし、利用したいという意向も増加傾向にあるものですから、区立で中学生、高校生向けの放課後等デイサービス

事業所を新たに造ろうということで、この計画とは別に、これから伸びていくニーズを見越して、取組も進めております。

計画の進捗管理もそうですけども、そこで捉えたものを元に、新しい事業を展開していくということも実際取り組んでいるということで、何とか存在するニーズに向き合っていきたいというふうに考えております。

以上となります。

高山部会長：向井部会員、いかがですか。

向井部会員：分かりました、ありがとうございます。その潜在的ニーズをやっぱりどう捉えるかという、要はお子さんの数自体減っているのに、障害のあるお子さんのニーズが増えているので、ここをやっばどうするかというのは結構大事なのかなと思うんですね。

すみません、ちょっと今日、これから担当のお子さん来たので、ここで退席いたします。

高山部会長：そうですね、多分この計画の辺りのところだけ潜在的に難しいと思うんですよ。この実績のところ。これ、ぜひ子ども部会で議論して、持っていくようにしたらどうかとちょっと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。

浅水部会員：文京区家族会の浅水です。よろしくお願ひします。

11 ページなんですけれども、質問を少しさせていただきたいんですが、11 ページのグループホームの拡充というところなんですけど、計画の令和4年度が、目標が2で実績が1、定員数が16に対して4というのは1棟増えて、定員が4人だったということなんですか。

まずそれが一つで、5年度は一気に3棟の定員20人増やしていますけれども、これだけ増えるといいかなと思うんですが、結構大胆に計画を立てられているのかなと思うのが一つあります。

あとですね、二つ目に、この内容についてちょっと質問なんですけれども、事業者誘致を進めていくということなんですけど、私が把握している限りでは、新しく知的精神に対するグループホームが、マンションタイプみたいな形で一つできたというのを聞いているんですけども、文京区外の事業所さんが運営していらっしゃるということで、その辺、文京区は地価も高いので、マンションタイプとかアパートタイプとか、上に伸びる感じで、そういうグループホームがこれからも増えていくのかなという気持ちはするんですが、それに対してどういうふうな形で、整備費や改修費用等の補助制度を活用していただくというふうになっていますけれども、その誘致の仕方というのはどういった感じになっているのかなというのと、

誘致した後に、文京区外の多分法人さんとかがこれから参入されてくるケースもあると思うんですけれども、内容ですよ。職員さんの配置とか、どんな方が運営されているのかとか、その辺りがやはり家族としてはちょっと気になってくるのかなと思ひまして、その辺りをチェックしていただくようなことはあるのかとか、そういう機関にチェックをお願いしていることはあるのかとか、その辺をちょっと三つばかり聞きたいなと思ひています。お願いします。

高山部会長：そうですね。今、グループホームの懸念ってそこにあるんですよ。今虐待が一番多いのがグループホームですから。それからフランチャイズのグループホームが今大きな問題になりつつあるわけですね。今、浅水部会員が言ったように、そこにどう質の担保というところのチェックをどうするかということもありますよね。

これ、いかがでしょうか。拡充を今度5年度、3ということですよけれども、この事業所のところの誘致とか、そのチェックとか、そこら辺をちょっとお願いしたいと思ひます。

障害福祉課長：まず1点目ですけども、4年度の実績、これは浅水部会員おっしゃったとおり、一つのグループホームが定員4人で開設しておりまして、その数となります。令和5年度の計画上の目標を3棟で20人というのは、この3年間の計画の累計として掲げているものですので、今、1棟で4人ですから、その差分の2棟で16人とか、そういうものが令和5年度に達成すべき目標として掲げているということになります。

2点目の事業者誘致の進め方ということですけども、この4年度に開設した事業所は、もともとある建物をテナントで入りまして、4部屋プラス1、世話人さん用の部屋を使って運営しているという形になります。そういった形で新しく開設していくというやり方もありますし、区が補助制度を設けているのは、例えば、更地に1から建物を建てていくということも想定した補助制度も設けておりますので、様々なやり方があるかと思ひますけども、いずれにしても保有地及び民有地、情報を積極的に取りにいきながら、必要な情報提供を事業者の方に向けて出すなど、そういうような取組で誘致していきたいというふうに思っております。

3点目のご質問にありました、どういう事業者がグループホームを造るかということですけども、区の障害福祉課でも、開設する前に事業者から相談がありまして、どういった方、どういった組織の法人がどういうメンバーで進めていくかということはヒアリングを通じてある程度把握しているところではあります。事業者指定は東京都において行うものなので、東京都において必要なチェックをされているというふうな認識でおります。したがって、

あらかじめ区が何かしているということでは仕組み上ないということになります。ただ、文京区の中で運営を始められた後は、指導検査という取組の中で区の職員が出向いて行って、運営とか支援が適正になされているかということをチェックさせていただいている仕組みとなっております。

ご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これまた戻ってくるという連動性もあると思いますので、次に移りたいと思います。

議題2であります。次期の障害者・児計画の主要項目と方向性ということについて、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは資料第2号になります。

次期障害者・児計画の主要項目とその方向性（案）についてご説明いたします。計画の素案自体は次回の部会でお示ししたいと考えておりますけれども、その計画の柱となる主要項目について五つ設定をしております。

こちらの主要項目ですけれども、現行の計画から変えておりませんで、継続した案としております。具体的に説明いたします。

初めに1ページ目です。(1)の自立に向けた地域生活支援の充実という主要項目です。こちらは障害のある方が自ら望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するためには、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための基盤整備が必要であるということで、そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで、地域の生活の場を確保するとともに、ライフステージなどによって多様化するニーズを考慮しながら、障害の特性や状況に応じたサービスを提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていくこととしています。

さらに、施設入所者や病院に入院している障害のある方に対しても、地域移行ですとか地域定着に向けた支援を進めるとともに、地域生活支援拠点の機能を整備して、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていくこととしています。

また、障害福祉サービスの質を向上するために、事業者への支援や指導を行っていくとしております。

次に(2)の相談支援の充実と権利擁護の推進についてです。こちらは、障害のある方が

生き生きと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービスなどの必要な情報が適切に入手できて、また困ったことや日常生活のことについて気軽に相談できる場が身近にあることが大切であるとして、そのため、障害の特性を踏まえて情報提供するとともに、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点などが連携しながら、地域の相談支援体制を強化していくとします。

また障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱いなどを受けることなく、権利が十分に守られて、地域で安心して暮らせる社会であることが大切であるとして、障害者権利条約の締結や、差別解消法、東京都の差別解消条例の施行を踏まえて、関係機関と連携を強化し、差別のない共生社会の実現を図るとしています。

また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、障害者虐待の防止に向けたネットワークづくりや擁護者への支援を進めることによって、障害者が安心して地域生活を送るための支援を行っていくとします。

次に2ページをご覧ください。三つ目の主要項目は、安心して働き続けられる就労支援についてです。

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要となります。また、障害者雇用促進法が定める雇用率の引上げなどによって、企業の採用意欲が高められてきた中で、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する支援体制や、就労を地域全体で支えるネットワークを構築するとともに、企業実習の支援の充実を図ります。加えて、就業している方が長く働き続けられるように、就労に伴う生活面の課題への対応など、就労定着支援についても推進していきます。また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていくとします。

次に主要項目四つ目は、子どもの育ちと家庭の安心への支援についてです。子どもの育ちと家族を支援していくためには、発達や成長などに関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育など、成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する相談窓口を設置しており、保護者等へ

の発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練など、子どもと家庭を含めた相談支援の充実を図っていくとします。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して育ち、過ごす。そういった社会を目指すために、障害の有無にかかわらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験を分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力の向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携しまして、協議の場ですとか、コーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援を受けられるように充実を図っていきます。

そして最後、主要項目の5番目です。人に優しいまちづくりの推進についてです。

障害者を含めた全ての人が安心安全に暮らして積極的に社会参加をするためには、三つのバリアフリーを推進していく必要があります。それは、まちのバリアと心のバリア、情報のバリアを指します。これらのバリアを取り除くために、まずまちのバリアフリーでは、区内の公共施設や道路など、全ての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

次に心のバリアフリーでは、学校や職場などを初めとする地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。

さらに情報のバリアフリーでは、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このように、ハード面・ソフト面のバリアを取り除く取組を進めて、当事者が主体的に社会参画でき、心豊かな生活を送ることのできる共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者と家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。併せて、在宅避難者への支援を行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースや、トイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進めていきます。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や障害者自身が困っていることを周囲にお知らせするための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていくこととします。

計画の主要項目については、以上の考え方によって五つの柱として設けたいというふうに考えているということになりまして、ご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございます。主要項目と方向性であります、この主要項目って、そんな変わらないですね。

障害福祉課長：内容と柱、項目立てと内容、考え方について言えば、基本的に大きく変えてはいないと思います。

高山部会長：そうですね。ということではありますが、いかがでしょうか。全て大事なことは大事でありますけれども、特に新しい計画のところにおいて、こういうものを付け加えたほうがいいのではないかとか、この表現は云々とかというのがあればと思いますが、いかがでしょうか。

大井手部会員、お願いします。

大井手部会員：すみません。明日を創る会の大井手です。

それぞれの項目で、それぞれいろいろ目標的なことでは、かなり網羅的に入っていていいんですけども、二つもうちょっと入れたほうがいいかなと思うのは、いろんなこういったことを障害者とか当事者と、行政とのいろんな施策の間で間をとり持つ人、それが相談とかいろんなことにはなるんでしょうけども、もうちょっと近いところ、要するに障害者のもっと隣ぐらいにいて、そういったことの面倒をつないでくれる人みたいな、そういったところがちょっと弱いのかなと。それが一つと、社会でそういう弱者の方とかを面倒見ていかなきゃいけない、そのとおりなんだけど、それをやるためにはやはりコミュニティーというか、それがしっかりしていないと、そういう手を差し伸べることがなかなかできないんじゃないかなと。要するに当事者から、行政がいろいろやってくれることの間にはやっぱり壁があって、その壁を低くしてあげる。そういったところが、何か工夫がもうちょっといるのかなという気がします。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。そうですね。そういう意味では、障害がある人たちの多くは、強い紐帯の中にいるわけでありまして、強い紐帯との関係、そういう人間関係の強い紐帯といった関係の中では、意思決定することが非常に難しくなるわけですね。そ

の関係性では。今大井手部会員が言ったように、もっとこの対等な関係であるとか、その弱い紐帯のところ、そういう居場所づくりみたいなものというのは非常に重要だと思うんですね。まさにこれは権利擁護につながりますし自立にもつながりますしということなんでしょうねというところなんですけど。そうだと思います、どういうふうに文章を入れたらいいかというのはちょっとありますね。結構重要になりますので。

ちょっと今のようなところを工夫していただくといいかなと思いますので。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

竹石部会員：文京区特別支援学級連絡協議会の竹石です。

(4) の子どもの育ちと家庭の安心への支援、主要項目の。そこに主要項目が四つあると思うんですけども、最初の1と2で、総合的なのというか、全年齢に共通するような支援事業が書いてあって、そこから3になると、乳幼児期就学前の支援というふうに、年齢で計画事業が書いてあって、そのあと学齢期の支援というふうが続くんですけど、最初の主要項目の1、2と3の乳幼児期・就学前の支援というのと、4の学齢期の支援がかなりかぶる内容になっていて、とても見づらいというか、これを見ても、あれ、どこにどう相談、自分の子供の年齢にもよると思うんですけど、うちの子の場合はどこにどういうふうにつながっていくのかなというのがこの資料だととても見づらくて。

これは今私が考えた提案ですけど、もし年齢で、ライフステージで分けるんだったら、もう最初から、乳幼児はこういうふうここから相談してください、こういう支援がありますよ、小学生はこういう支援があります、中学生はこうです、高校生はこうですみたいなふうに年齢ごとに分けて書いていただくか、もしくはもう全部まとめて、こういうサービス、こういう事業があります。このサービスには、この年齢の子たちが使えますよ。このサービスはこの年齢の子たちみたいなふうに、もう少し分かりやすくまとまらないかなと思います。

すみません、よろしくお願いします。

高山部会長：今、共有されているところの4項目ですか。

竹石部会員：資料の第3号の、細かく(4)の子どもの育ちと家庭の安心への支援が細かく、主要項目で1、2、3、4というふうにありますして、その並び方というか、項目が見づらいなという質問です。

障害福祉課長：事務局です。

確かにこの子どもの育ちと家庭の安心への支援については、主要項目五つ設けておりました。

て、作り方は今の竹石部会員がおっしゃったような状況なんですけども、内容と理解のしやすさというところは、今日のご意見を踏まえて、もう一回まず事務局において確認をさせていただければと思いますので、ありがとうございます。

高山部会長：重要なのは、もちろんそういう窓口や、そういう相談の関係機関というのは、幾つか年齢に応じてあるわけですけども、今一番問題になっているのは、切れ目のない支援をどう作っていくのかというところですよ。切れちゃうわけですよ、結局ね。年齢だとか、期間によって。それがもっと大きな意味では、療育と教育と福祉で切れちゃうわけですよということをどうするかというのを見せながら、切れ目のないことをどう見せるかというところも工夫かもしれませんねということですね。

ありがとうございます。

竹石部会員：すみません、総合相談の充実とか、相談窓口がいっぱいあるというふうにこの主要項目を見ると書いてあるんですけど、全部教育センターが、それこそ切れ目のない支援をしてくれているんですね。うちの子は本当に小さい、もうそれこそ1歳になる前から、今小学生ですけど、ずっと本当に切れ目のないサポートをしていただいているんですけど、これを見るとそういうことが全然分からないというか、全部ぶつ、ぶつ、ぶつと切れている印象を受けてしまうので、ちゃんとまとめ方をもうちょっと工夫してもらいたいなど。年齢なら年齢で、もしくは相談事なら相談事というふうに、分かりやすく見やすいように。あまりにも内容が重なっていることが多く、項目で内容が重なり過ぎているので、そうすると、あれ、こっちも相談支援だしこっちも相談支援だし、これも相談支援でこっちも療育してくれて、こっちも療育してくれてみたいなふうに、同じ内容がいっぱい出てくるので、そこをちょっとまとめ方、工夫してもらえたらいいと思います。お願いします。

高山部会長：篠木部会員、お願いします。

篠木部会員：篠木です。

1の自立に向けた地域生活の充実のところ、当事者の声が反映されればいいのかというふうに思っています。例えば障害当事者の声に耳を傾け、適切な支援の提供を行うみたいな内容が入ればいいのかというふうに個人的に思いました。

以上です。

高山部会長：すみません、そうですね。そこら辺の当事者の方々の声の反映とかというのはあります。

意思決定支援というのはどこか入っていましたっけ。自己決定が入っていましたっけ。2

のところですね。ここに相談支援のところと、権利擁護のところに入っていますね。

今、篠木議員は、1のところのことでしたね。

篠木部会員：はい。2のところの自己決定の尊重もそうですけど、地域生活において、自分のやりたいことだったりとか、将来像とか、そういうところはしっかりと声を聞いて、それを制度に反映させていきますよというところはお伝えしていいのかなというふうに思いました。

高山部会長：そうですね。意思決定支援のところでも押しえていかなきゃいけないのは、まさにこの自立に向けた地域生活のところ、本人の望む生活というものがどういうことなのかということ、きちんと浮き彫りにしていかなきゃいけないということがありますので、今篠木部会員のところの声、利用者の声というところ、本人がどう望む生活をしていきたいのかみたいところは、この1のところにちょっと入れ込んでいく。それがこの相談支援の充実と権利擁護につながっていくと、こういうふうになるかなとちょっと思いましたので、その辺工夫をしていただくといいかなと思っています。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

山口部会員：明日を創る会の山口です。

(5)のところの真ん中ぐらいに、条例の話が出てくるんですが、新しく加わったところだと思うので、少し説明を加えたほうがいいと思います。

障害福祉課長：事務局です。ありがとうございます。

先ほどの私の説明のところではちょっとこちら飛ばしてしまったんですけども、今新しい条例を作ろうという取組を進めているところではあるんですが、タイミングとして、必要な手続を踏んでいくと、これを載せられるかどうかというところのタイミングを計ることが、今後必要になってくるというような状況になります。計画として新しく作って冊子になったときに、条例がもう既に動いているということが必要となるので、そのタイミングを計りつつも、載せる場合には今ご意見いただいたように、新しいことであればその説明というのは詳しく、どなたでも分かるような形で書き込む必要があるなというところのご意見としていただきました、ありがとうございます。

高山部会長：まだこの条例って、タイミング的には難しいかもしれない可能性もあるわけですか。

障害福祉課長：そうですね。今年度中にはと思いつつも、いろんな手続があるものですから。

高山部会長：もし通らなければ、ここはない可能性もあるということになる。

障害福祉課長：タイミングによってはその可能性もありますが、ただ、区としてはこれを進めていきたいと思っていますので、そういったことも少なくとも伝わるような書き方ができたらなというふうに思っております。

高山部会長：これ、次回のおきに大体分かりますかね。そうでもない。

障害福祉課長：次回も同じ状況かもしれませんが、頑張っていきたいと思っております。

高山部会長：ただ、令和 6 年度から 8 年度の間には多分あると思いますということですね。分かりました。ちょっと含みありますけれども、これだけでも文章としてはいいと思っていて、これで注をつけて、この二つの条例について説明するというでもありますねということもできますので、山口部会員のご意見、ありがとうございます。

五つの主要項目、それから方向性、また今ご意見幾つかいただきましたけれども、意見を踏まえて、次のときにちょっとまたお示しをしたいと思っておりますけれども、この主要項目の 5 項目で進めていくということにしたいというふうに思います。ありがとうございます。

議題 3 に移ります。次期障害者・児計画の体系、それから事業ですね。この案について事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：資料第 3 号をご覧ください。次期障害者・児計画における計画の体系と計画事業の案についてご説明いたします。

計画事業、こちらは関係部署への調査ですとか、国の指針に基づいて、現行計画から新設ですとか変更などを加えております。計画の体系については、先ほどのお話にもありましたように、まず大項目となる主要項目がありまして、それに紐づいて小項目、その下に計画事業がある形としています。現行の計画から変えている箇所については、下線を引いたりしておりますので、そこが該当箇所となります。

それからこの資料の表の左から 2 列目ですね、成果目標の欄に丸がついているものがありますけれども、これは国の次期、第 7 期の障害福祉計画と第 3 期障害児福祉計画において、障害福祉サービス等の提供体制に係る成果目標とされている事業となります。

また表の左側 3 列目、進行管理の欄に丸がついているものは、事業量の見込みとして数値、またほかの方法によって、進行管理の対象とする事業とします。ここでは新設ですとか変更された事業を中心に説明をさせていただきます。

なお、今日は概要についてご説明させていただき、次回の障害者部会では、計画の事業量などの見込みの案を作りまして、皆様にお示ししたいと考えております。

それではご説明に戻りますけれども、3 ページですね。3 ページの 1-1-22、こちらをご覧ください

ださい。強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実であります。国の指針において成果目標が追加されたことに基づいて新設をしております。

続きまして少し飛びます。11 ページから 12 ページにかけてとなります。2-1-16 から 2-1-19、こちらの四つの事業は、重層的支援体制整備事業として新設しています。

この重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法に基づいて、地域生活での課題を抱える住民と、その世帯に対する支援体制や、住民などによる地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業となります。各分野の支援機関が連携して一つのチームとなって、地域の知見やネットワークを重ね合わせることで、多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させないつながる地域づくりを目指すものとしています。

皆様のご存じのとおり、これまでもそういった地域の課題に対しては、自主的にいろんな関係機関が連携しながら、解決に取り組んでいるところではありますので、全く新しい考え方というわけではありませんけども、こちら文京区において 6 年度に準備を行い、7 年度に開始する予定としております。

それから 14 ページになります。3-1-4 です。重度障害者等就労支援事業です。

こちらは、国の独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構というところと区の制度を組み合わせることによって、重度障害者が身体介護などを受けながら就労できるようにするもので、令和 5 年度から区において新たに開始した事業となります。

続きまして、16 ページに行きます。3-3-2、就労選択支援です。こちらは、国の指針によって事業量を定めるとされたことに基づいて新設しております。

次に 18 ページです。4-2-1 になります。児童発達支援センターの運営ですけども、国の指針による成果目標が追加されたことに基づいて、事業概要を変更しております。

それから 28 ページになります。5-5-6 です。文化芸術作品等の発表機会の確保です。国において新しい法律である障害者による文化芸術活動の推進に関する法律ができましたので、それに基づく取組を行うために新設しております。

続いて 29 ページの 5-6-3 です。地域の支え合い体制づくり推進事業、こちらは事業の再編に伴って、事業名と事業概要を変更しました。

最後は 31 ページの 5-6-10 と 11、こちらも重層的支援体制整備事業に係る事業でありまして、令和 7 年度から実施する予定のため新設をしております。

駆け足になりましたけども、予定する計画の体系に基づく計画事業等について、新設変更等のご説明となります。以上でございます。

高山部会長：ありがとうございます。新設と変更の件について説明をいただきましたが、いかがでしょうか。ご意見があればということですが、何かご意見があれば。

大井手部会員：大井手です。

新設とか変更のところではないんですけども、1-1-16、3 ページですね。心身障害者（児）の短期保護事業で、藤の木荘のことが書いてあるんですけど、キャパシティーというのはあまりないはずなので、ここだけに頼っていていいのかなというのが気になる場所なんです。

高山部会長：いかがでしょうか。固有名詞が出ていますので、松下部会員、いかがですか。

松下部会員：おっしゃるとおり、スペースは広くはないので、定員は 5 名ということですが、5 名同時に同じ室内でというのはなかなか現実的には難しいです。通所施設が帰った後の空き部屋も使いながら、最大 5 名までお受けしているという状況です。

夏休みとかですと午前中で利用が終わって帰った人がいると、また午後から入ってくるということで、延べ 5 名以上という日もあるかと思えます。そういう工夫をしながら対応しているというのが現状です。

障害福祉課長：そうですね。大井手部会員がおっしゃったように、文京区内ではこの短期保護事業と類似した事業というのはほかになくて、短期入所など、法に基づくサービスとして利用できる短期入所もありますが、数が限られるということで、なかなか区内でのサービス提供量としては十分でないというようなご意見もあるかなと思っております。

ただ、こういった短期保護などは、あらかじめ予約をいただきながら利用されるということで今運用してまして、一方で本当に緊急の際にどうすればいいんだということも、これまでもずっとそういった心配される声などもあったことも踏まえまして、先ほど放課後デイサービスを新しく始めるというふうに申し上げましたけども、同じ建物内を活用して、予約制ではなく本当に緊急のときに、障害のある方を受け入れるような取組も新しく始めるように今進めているところです。それは、この計画に乗せるタイミングとはちょっと異なるかもしれないんですけども、そういった必要なものについては、チャンスを生かしながら取り組んでいるということは区の姿勢といいますか、やっているところでもありますので、引き続き皆様と色々な意見を聞きながらやっていきたいというふうに考えております。

大井手部会員：ありがとうございます。

藤の木荘がいいとか悪いとか言っているわけではなくて、おっしゃったとおり、緊急時の対応がなかなか、事前に分かっている予約してやるのであれば何とかなるにしても、緊急な

ことで急にといったときには対応がつかないこともありそうなので、リアン文京とかほかの施設ともう少し連携して、どこかにキャパをもうちょっと作っていただけるようなことを考えていただければと思います。

以上です。

武長部会員：ありがとうございます。公募部会員の武長です。

前回の地域福祉推進協議会の親会のほうに出させていただいて、そこで高山部会長から、今年度の地域福祉活動計画、文京区社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連動も含めた検討をしていくといいんじゃないかというご提案があつて、それで私、地域福祉活動計画の委員でもあるんですけども、この間の初回の地域活動計画の策定の委員会に出たら、福祉政策課長の木村課長がいらっちゃって、何か今年度は総合戦略と地域福祉計画と、あと地域福祉活動計画の三つが改訂がちょうど重なるすごく貴重なタイミングなんだということをおっしゃって。ぜひ障害福祉、この障害の計画の観点からも、そのような地域福祉活動計画のほうとも連動というようなことをもし考えてらっしゃるのであれば、どのようなところで連動を意識していらっしゃるのかというそのイメージとか、具体的項目とか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

障害福祉課長：社会福祉協議会の取組というのは、区の役割分担と車の両輪という言い方をしていますけども、それぞれの役割に応じて進めていくという、そういう関係にあるかなと思っておりますので、双方の計画の進捗も確認し合いながら、生かせるところについては反映させていくような、そういった考え方のもとに進めていく必要があるかなというふうに考えております。

武長部会員：ありがとうございます。木村課長は、連動ということを経営活動計画の策定委員会のほうでおっしゃっていて、次期障害者・児計画の具体的な資料、第3号まで上がっていると思うんですが、具体的にどの辺りについて地域福祉活動の連動とか、具体的にイメージがあるのかというところです。今、この中に入っているものってありますか。

障害福祉課長：先ほどの説明の中で、重層的支援体制の整備事業ということに触れましたけども、こちらに関しては、区だけでなく関係機関とともに進めていくというものになりますので、ここの取組の中に社会福祉協議会も一緒にやっていくという場面ということは当然考えながらいくものだと思います。あと、その個別具体的に社協とのすり合わせというのは現時点では具体的には、進めていないところもありますので、引き続き社協とも連携しながら取組については進めていきたいというふうに思っております。

武長部会員：すみません。地域福祉活動計画は、多分地域の団体とか、市民の皆さんとかボランティア団体の活動計画だと思うので、社協との連携というか、そういう地域に何か期待しているものはどういうものかという趣旨の質問だったんですけども、その点いかがでしょうか。この計画の中でということです。

障害福祉課長：そうですね、繰り返しになりますけれども、やはり先ほどの重層的支援体制整備の辺り、こちらが社協の取組、さらに言うと地域住民の取組との連携になってくるかなというふうに思います。それ以外、例えばいろいろな障害福祉サービスの提供とか、いろいろな整備に関しては、これは行政において取り組むべきこととして掲げていますので、社協の取組等々、連動していくのは、そういった部分になってくるかなというふうに思います。

また権利擁護に関することについては、社協における中核機関、中心に取組がありますので、そこと連携していくことですし、また、社協の実施事業として実際上げているというものも、中にはあるということになります。

以上です。

武長部会員：そうすると、社会福祉協議会の実施事業ではなくて、次期福祉活動計画でも指摘させていただいたんですけども、重層の中の地域づくりのところですかね。そういうところでの連携みたいなところを図ってきた、連動図ってきたみたいなの、そういうご趣旨ということで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

障害福祉課長：そうですね。実際は来年度に準備に取り組んで 7 年度からという、そういう流れでやっているのですが、ちょっと具体的なことというのはこれからになってくるかと思いますが、考え方としては、重層的支援体制整備の中で、必要な連携を関係団体と図って進めていくというふうに理解しております。

武長部会員：なるほど、承知いたしました。ありがとうございます。

高山部会長：今、武長部会員が言われたところはすごく重要で、地域福祉活動計画というのはどっちかというところ、いわゆる区民が、あるいはボランティア、あるいはそういうところの、ある意味住民の組織化であるとか、福祉の組織化であるとかということで、いわゆるソフト的なところでどう工夫していくのかということなんですが、こちらの今の計画というのは、いわゆるこの計画事業名も事業概要もこれ予算が絡んできますし、いわゆるこの行政の範疇という形になるわけですね。どうしてもそこに予算絡んでいますから、画一的にならざるを得なくなっちゃうんだけど、これを発展させるとか工夫するとかとい

うときに、予算のお金の範囲内ではないんだけど、どうしても人の、あるいはそういう人の支援って、絶対必要な区民の支援が必要になってくるというところに関して、例えば、この今ちょうど出ているところの成年後見でも、やっぱり区民後見ってやっぱり大きくなって来るんですね。区民後見は社協やっていますよね。

そうすると、今この武長部会員が言ったところは、あえてこの文京区の計画の中に、活動計画とどういうふうに連動させていくのかみたいな項目を入れたらどうでしょうか。ここは連動していくんだという項目を、この事業概要のところに入れていくというところになっていくと、何かこの連動性というのが見えてくるなという感じがして、ここに区民がどうまた参画をするのかということになってくるんじゃないかなと思っているんですね。

今、やっぱりばらばらな感じも否めない。だけど、実は同じ方向向いているところがありますけれども、この予算化や税金を使うことと同時に、区民のいろんな、いわゆるネットワークだとか福祉ネットワークを作っていくことって、重要なポイントになってくるんじゃないかなという意味では、今の段階でこの計画事業名とどう連動させるかはちょっと難しいので、次回までにそれぞれ連動できる、あるいは連携をしていかなきゃいけないところをちょっと抽出して、そして新しく作っていく在り方というのはあるんじゃないかなという感じがしますよねと言ったときに、やはりもう一つとしては、この部会員の中にも社協が入っていないんじゃないのかもしれないかもかもしれませんねというふうになってくるし、ここから逆もあると思うんですけれどもということをちょっと思いましたので、ちょっと考えていただきたいなと思います。

松下部会員：さっきの藤の木荘の話は緊急性のお話だったかと思うんですけど、確かにおっしゃっているとおり、予約が入っているとやっぱり人の相性とかがあるので、緊急性の対応が難しい場面もあります。実際にはつい先日もありましたけれど、本当に緊急という案件の場合、区の委託事業ですので、断らない支援をするというのは、我々槐の会では共有している話ですので、付け加えさせていただきます。

山口部会員：明日を創る会の山口です。

私もやっぱり藤の木荘のところの問題で、利用している側からすれば、利用したいんだけど満員だったとかいう声をよく聞きます。やっぱり使いたい時期が重なってしまうとかのことがあったり、あと実績報告のところ、コロナの影響で利用率が下がっているというようなことが書いてあったんですが、やっぱりリアン文京で感染症対策のためにショートステイが使えなくて、短期保護で補うとか、両方ともやっぱり利用率が低くなっているものの、ニ

ーズがないということではないので、藤の木荘 1 か所だけに負担をかけるというのは、やっぱり制度的に無理があるので、今すぐというのは間に合わないと思うんですけど、何か所かつくるという方向でいってもらいたいと思います。

高山部会長：そのとおりですね。ニーズのところとちょっと精査していただくといいかなと思いますけれども、この意見も重要だと思いますね。

ほかにはいかがですかね。出てこないんですけど、ショートステイというのは非常に重要だと思いますね。しかし、ミドルステイもこれからもっと重要になってくる可能性があるんですよ。

そういえば文京区の中にはリアンしかないわけけれども、ミドルステイみたいなのところも、今重要なポイントになってくるかなとちょっと思っていますので、そこもちょっと精査していただくといいかなと思っています。

浅水部会員：文京区家族会の浅水です。今ちょうど資料のところに出ているんですけども、アウトリーチ等事業とヤングケアラー支援に向けた連携推進事業新設という部分なんですけど、令和 7 年度より事業実施予定というふうには書いてありますけれども、今現在、実質的には保健師とか、基幹相談支援センターの職員とか、実際個別に訪問支援とか、家族ぐるみでやっていただいているのかなとは思いますが、保健計画でやる、アウトリーチをやっていくということは、実際にはどういった感じになるのかというのと、今現行行っているそういった訪問支援とはまた全然別個な感じなのかなというの、ちょっとよく分からないので、教えていただけますでしょうか。

障害福祉課長：こちらは、区の中でもやることを決めているわけなんですけども、どう進めていくかというのはこれから検討しながら作っていくという状態でありますので、今はちょっとこの場で詳しいご説明というのは難しいわけなんですけども、これ、国のほうで定めた仕組みを文京区においてもやっていくということになりますので、今、区の中での組織の役割分担があるんですけども、それを 1 か所で全部解決するということではなくて、今あるいろいろな部署、課、重層の仕組みにのっかって、国の仕組みを活用しながら進めていくというようなことなんです。ちょっとうまく説明できなくて申し訳ないんですけども。

これによって変わる点としては、国の事業に載るということでの予算というものが新たに措置されるということと、これまで内容によっては個人情報に関係で、組織間で連携が難しかったものについても、これによって個人情報を共有しながら、より具体的に進めていける

という場面があると。その2点が、この取組の狙いとして今考えているところとなります。

現時点でのご説明は以上となります。

浅水部会員：ありがとうございます。予算がつくというのはよく分かってはいたんですけど、すごい期待してしまって、何か保健師が増えるんじゃないかとか、専門の方がもうちょっと増えていただけるんじゃないかとか、ちょっと期待があったもので、質問させていただきました。

あとちょっと申し訳ない、戻るんですけど、ごめんなさい、資料第2号のところにちょっと戻らせていただくんですが、(2)の相談支援の充実と権利擁護の推進のところ、どこかに、相談支援は障害の当事者の方を中心にその方のニーズを図っていくというのは分かるんですけども、やっぱり相談というと、家族会出身なので、家族というところが大きいので、お子さんお持ちのお母さん、お父さんの方にもということで、どこかに家族というのが入らないかなみたいになんかちょっと感じたんですね。(3)と(4)のほうには、一応家族支援とか家族も含めたというところがあったんですが、相談支援の充実のほうには、何となく見当たらなかったかなという気がしましたので。

やっぱり先ほどのアウトリーチもそうなんですけれども、包括的支援なので、やはり障害の当事者を含めた家族全体の家庭の事情というのもあると思うんですけども、その辺の支援を丸ごと行っていただきたいなというふうに感じた次第です。ありがとうございます。

高山部会長：ありがとうございます。

家族支援ということもありますので、これでちょっと今後どう入れ込むかということ、ちょっと考えていただきたいと思います。(2)のところですね。ありがとうございます。

竹石部会員：すみません、特別支援学級連絡協議会の竹石です。

先ほどは議題のところ、先走った質問をしてしまいまして、大変失礼いたしました。

改めまして、資料第3号の18ページのところで、ちょっと質問なんですけれども、4の主要項目4-2-1の新しく付け加えられたところ。この赤い棒線、アンダーラインのところなんですけど、また国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築に向け検討等を行うというところなんですけど、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）というのは、具体的に何のことかなというのがちょっと私には分からないのと、それを推進する体制の構築に向けというのが、推進する体制の構築というのは何なのかなと。その検討等を行うとあるので、ちょっとあまりにももやもやしすぎていて、言

葉が全く入ってこないんですけど、詳しく教えてもらえたらなと思います。

高山部会長：はい、いかがでしょうか。

そうですね、障害児の地域社会への参加というのは具体的にどういうことなのかということですね、まず一つは。それを推進する体制構築というのはどういうことなのかという具体的なところですね。ありがとうございます。

障害福祉課長：事務局です。

こちら、国のほうで今回新たに示してきたところになるんですけども、例えば例示として挙げられているのが、児童発達支援センターですとか、地域の通所支援事業所ですね。こちらが保育所等訪問支援を活用しながら進めていくとかという感じのことは書いてあります。なので、障害のあるお子さんが地域の保育園に通うに当たりまして、通所支援事業所が支援を一緒にやりながら、その地域での育ちを進めていくというようなことが一つ例示として挙げられております。

この辺りになりますが、いかがでしょうか。

竹石部会員：それは既にあるんじゃないかと思うんですけど、公立の保育園、幼稚園は基本的に障害児は普通に受け入れてもらっているかなと思うんですけど、ほかにあれば。

教育センター所長：ちょっと補足でございますけれども、今回児童福祉法が改正されたことを踏まえまして、改正項目多岐にわたっているんですけども、その中で児童発達支援センターのさらなる機能強化というところがうたわれていまして、その辺りを今後具体的に取り組んでいく必要があるというところで、ちょっと加えているところでございます。

現状は、先ほどの説明であったりですとか、ちょっと国のほうの説明資料もやや抽象的なところもございますので、今私どものほうでは少しほかの区ともちょっと情報共有などもしながら、具体的にどの辺りまで取り組むべきかというところの今ちょっと情報収集であったり検討を始めているところでございます。

今後もう少し情報精査して、具体的なところを明らかにして、さらに実施等に向けて検討を行っていくことになるんですけど、今把握している範囲では、地域の保育園ですとか育成室ですとか、そういったところでの、そういった障害のあるお子さんの受入れの体制の充実とか、そういったところが少し挙げられているんですけど、ちょっとまだ詳細について今分析しているところでございますので、また何か、もう少し具体的な内容が見えてきましたらまた機会を見てご報告したいと思います。

竹石部会員：教育センターが、幼稚園、保育園、例えば小学校の障害児のサポートに、教育

センターも入ってくれるみたいな意味で理解すればいいですかね。

教育センター所長：今現行は、教育センターのほうで発達支援巡回事業ですとか、あるいはスターティング・ストロング・プロジェクトなどを通じて保育園ですとか幼稚園の、主に先生方に対する一定の支援を行っているところがございます。ですので、そういった既存の取組に加えて、今回のこの国の指針ですとか法改正を踏まえて、プラスアルファでどういったところが必要になるかというところを今ちょっといろいろ調べて、精査しているところがございますので、また新たな取組が必要になればそれは対応していきたいと考えております。

竹石部会員：ありがとうございます。教育センターが入ってくれるというのは、小学校に通う子供を持つ親としてもとても心強いなと思います。これが中学に行っても、サポートを続けてもらえたら、とても、なお心強いです。よろしくお願いします。

高山部会長：大切ですよ、障害児の地域社会への参加というところで、具体的にどういうことなのかというのは、大切なポイントになりますよね、確かに。

ちょっとこれ、調べていただきまして、次に具体的なところを教えていただければと思います。ありがとうございます。

柴崎部会員：民生部会員の柴崎です。

資料の 2-1-16 の重層的な支援というのを区のほうから打ち出されていますが、ここにも載っていますが、相談支援を一体的に実施と書いてありますが、特にワンストップの窓口がなさそうなので、今までの縦割りのご相談窓口が一つ一つ別々なのを横につないでいただけるというんですが、どの程度きちとつないでいただけるのか、それがとても心配です。

それで、今まではそういうときには、社協の地域福祉コーディネーターが横のつながりを持ってきて、大分助けてくれたので、そういうことをもう一つこの中に社協の力も入れていただけるような、そういう文言にさせていただけたらと思ひまして、質問いたしました。お願いいたします。

高山部会長：重要なところで、包括的というところをどういうふうに具体的な窓口、あるいはどういう具体的な連携をしていくのかということですよ。これから作ってかなきゃいけない部分もありますが、この辺のところはどういうふうな今お考えかということですね。

障害福祉課長：事務局です。柴崎部会員がおっしゃったように、ワンストップ窓口を作るという考えは、今の時点ではないわけなんですけども、相談があった場合にスムーズにつなげていく、関係者が集まって、取り組むというようなところを進めていきたいという考え

方ですけれども、社協の地域福祉コーディネーターの取組がはまるのか、それとも、同じようにコーディネートする役割というのが、この仕組み上は必要になると思うので、社協にかかわらず、区の中でもそういった動きをする役割を作りつつ、一朝一夕にできるものではないと思いますが、柔軟に縦横無尽に動けるような、そういった役割が必要ではないかというところは、今の時点でもいろんな意見交換の中ではしておりますので、今後取組を、検討を進めていきたいと思っております。

柴崎部会員：ぜひよろしく願いいたします。社協とだぶって同じようなことをすると、なんかもったいない気がするので、その辺をうまく調整していただきたいなと思いました。ありがとうございます。

高山部会長：そうですね、これ、いろんな工夫があると思います。初めから包括的なものではないんですよ。縦割りが強いから、障害のあるところでもできないですね。そうじゃなくて、もしできるとするならば、虐待は一本化すべきだと思います。子供、障害、高齢、それは虐待は、被虐待者はそうかもしれませんが、児相をしている人たちはまた違う形になっている、あるいはいろんな複雑にものが絡んでいる。虐待のことにしてから一本化していくとか、そういうようなその問題とか、そういうところから入っていく。だから、組織から入っていくことはほとんどできないんですね。ですから、そういう問題から入って一本化していくということ。そしてその後はどういうふうに連携していくかというのは、また一人一人違うと思うんですけれども。虐待あるいはいじめとか、あるいは暴力、DVとか、こういうところを一本化していくということは、包括的にやっていくということは重要なんじゃないかなと思いますので、これをここに書き込むかどうか別としても、こういう議論をきちんとしていただきたいなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。そこには社協ももちろん絡んでくるわけですよ。ありがとうございます。次の他機関共同事業も同じなんですよね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

今日は第2回目ということで、多分この第3回目のとき、今日のご意見等々を踏まえて、よりこれが具体化していくということで、今日ご意見をいただいたというふうになっていまして、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この議題の3ということも、今ご意見いただいたということで、ぜひちょっと整理をしていただいて、事務局で進めていただきたいなと思っています。

その他で何か、議題以外で何か連絡事項等ありますでしょうか。

障害福祉課長：では、事務局からよろしいでしょうか。

高山部会長：お願いします。

障害福祉課長：次回の第3回障害者部会ですけれども、8月24日に開催させていただきます。

前回と今日、皆様から様々ご意見いただきましたので、それを踏まえて、今度は計画の素案をお示しする予定です。

また、10月には第4回部会を開催して、引き続き計画の案の検討を進めていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

高山部会長：以上で議題は終了となりますけれども、部会員の方、何かご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。もしまた追ってある場合は、事務局に直接メール等々でご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日は以上で議題が終了になりますので、これで第2回の文京区障害者部会を閉会させていただきます。今日はありがとうございました。

以上